

2021 年企業所得税年度納税申告書に係る新たな変更内容の解説

2022 年 3 月
第 2 号

概要

大規模な減税及び費用引き下げ政策の施行に合わせ、国家税務総局はこの度、「企業所得税年度確定申告に係る事項に関する公告」¹(国家税務総局公告[2021]34号。以下、「34号公告」)及びその公式解釈²を公布し、「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類、2017年版)」の一部フォーム及び記入説明について修正しました。今回の修正内容は主に、各種企業所得税優遇政策の適用部分と記入部分に集中しているため、特定フォームの計算方法及び記入方法が調整されています。修正後のバージョン(以下、「2021年度修正版申告書」)では、シート内及びシート間の相互関係を明確にし、税務優遇を十分に享受するにあたって、納税者にとってより有利な変更となっています。

このほか34号公告では、納税者が2021納税年度内に予納した企業所得税額が確定申告した納税額を上回った場合、規定に従い適時に税還付を申請しなければならず、過大納付した税金は翌年度納税額の控除に用いることができないと規定しています。2021年度修正版申告書は2021年以降の年度の企業所得税確定申告に適用され、過年度の企業所得税納税申告書の関連規則と34号公告の内容が一致しない場合、遡及調整は行われません。従って、納税者は過年度の税務事項を調整する場合、対応する年度の企業所得税納税申告書の関連規則に照らして行う必要があります。

今号の「中国税務ニュースフラッシュ」では、2021年度修正版申告書の主な変更ポイントを解説するとともに、PwCの見解を共有致します。

詳細

2021 年度修正版申告書の主な更新内容

主な変更内容	対応フォーム及び記入説明
<p>1、調整：優遇税率(税率半減)に税減免優遇を重ねて享受する部分の計算方法</p> <p>企業が携わる農林・牧畜・漁業プロジェクト、国が重点支援するインフラプロジェクト、条件を満たす環境保護及び省エネ・節水プロジェクト、条件を満たす技術移転、集積回路生産プロジェクト、その他特別優遇プロジェクトなどの所得額に対し、法定税率 25%を半減して適用する。企業が小規模薄利企業、ハイテク企業、技術先進型サービス企業、集積回路生産企業、重点ソフトウェア企業及び重点集積回路設計企業などの優遇税率政策を同時に享受する場合には、申告書の記入順序から、法定税率を半減して適用する所得に対し、優遇を重ねて享受することとなる。従って、当該部分の金額を調整する必要がある。本申告書で修正した調整計算式は以下の通り。</p> <p>A=重ねて調整する必要のある所得税減免優遇金額</p> <p>$B=A \times [(\text{プロジェクト半減所得} \times 50\%) \div (\text{納税調整後の所得} - \text{所得減免})]$</p> <p>このうち A は表 A107040 の第 1～28 行の優遇金額であり、免税行及び第 21 行(即ち、「西部地区に設立された奨励類産業企業の 15%の減免税率を適用する企業所得税」)は含まない。</p> <p>PwC の見解</p> <p>今回の申告書に関して修正前は、表 A107040 第 29 行には「(プロジェクト半減所得額×50%)×(25%-優遇税率)」の金額を記入することになっていました。小規模薄利企業には累進税率が適用され、これは単一の優遇税率でないことから、これまでは当該計算式を運用しても、調整すべき金額を正確に算出することができませんでした。また企業に繰越欠損金が存在する場合はさらに、調整額が実際の減免税額を上回る状況が発生する可能性もありました。今回の申告書修正によって、上記問題は解決されています。税率半減に税減免優遇を重ねて享受する部分の計算はやや複雑であることを考慮して、34 号公告の公式解説においては、納税者の理解に資するよう、三つの事例が提示されています。詳細は「添付資料 1」を参照ください。</p> <p>注意すべき点は、企業は税務優遇を享受するかどうか、また、税務優遇の享受方法を選択する際、自社の状況を総合的に分析する必要があるという点です。法定税率半減プロジェクトの実効税率は 12.5%ですが、小規模薄利企業の実効税率は 2.5～10%、重点ソフトウェア企業の過渡年度の税率は 10%となるなど、一部企業では優遇税率が 12.5%を下回ります。従って、このような場合に企業は、税務優遇政策の享受を放棄した方が、かえってより大きい優遇幅を享受することができます。関連事例については公式解釈の例 3 を参照ください。</p> <p>このほか記入説明の中では、重ねて調整する所得税に係る減免優遇金額には「西部地区に設立された奨励類産業企業の 15%の減免税率を適用する企業所得税」を含めてはならないと言及しています。「国家税務総局の西部大開発戦略に係る企業所得税問題の実施掘り下げに関する公告」³(国家税務総局公告[2012]12 号)によると、「企業が 15%の西部大開発優遇税率の条件だけでなく、『企業所得税法』及びその実施条例や国务院が規定する各種税務優遇条件も満たす場合、同時に享受することができます。定期的な税減免に係る半減期間内において、企業の適用税率で計算される課税所得額を半減して適用することができる」とされています。従って、西部大開発企業所得税優遇が適用される企業は、優遇を重ねて享受する部分については追加の調整が不要となります。</p>	<p>「所得税減免優遇明細表」(表 A107040)</p>

2、調整：研究開発費用追加控除優遇の「その他関連費用」限度額の計算方法

「研究開発費用追加控除優遇明細表」(表 A107012)第 34 行「(七)限度額調整後のその他関連費用」の金額には、第 28 行「(六)その他関連費用」及びその他関連費用限度額のいずれか低い値を記入する。その他関連費用限度額は以下の計算式で計算する。

その他関連費用限度額＝(表 A107012 第 3+7+16+19+23 行、即ち 5 項目全ての費用の和)×10%
／(1-10%)。

PwC の見解

2021 年度修正版申告書では、「国家税務総局の研究開発費用追加控除政策に係る問題の更なる実施に関する公告」⁴(国家税務総局公告[2021]28 号。以下、「28 号公告」)の規定に基づき、研究開発活動における「その他関連費用」の計算基準を最適化する調整が行われています。従来、企業が単一納税年度内に複数の研究開発活動を同時に展開していた場合、各研究開発プロジェクトの「その他関連費用」限度額を個別に計算しなければならなかったため、企業は複数のプロジェクトの限度額を調整、共有することができませんでした。新たな計算方式に基づくと、企業は全ての研究開発プロジェクトの「その他関連費用」限度額を一括計算することが可能となり、一部企業にとってはより多くの控除が可能となります。

事例説明：甲社は 2020 年に二つの研究開発プロジェクトを同時に展開しており、プロジェクト 1 の 5 項目費用の合計は 120 万元でその他関連費用は 15 万元、プロジェクト 2 の 5 項目費用の合計は 150 万元でその他関連費用は 12 万元と仮定します。2021 年も同様に二つの研究開発プロジェクトを展開し、金額はいずれも 2020 年と一致するとします。

2020 年、甲社は旧政策に基づいて「その他関連費用」限度額を計算したところ、プロジェクト 1 のその他関連費用限度額は 13.33 万元(=120×10%／(1-10%))、実際に発生したその他関連費用は 15 万元だったため、追加控除可能なその他関連費用は 13.33 万元となりました。プロジェクト 2 のその他関連費用限度額は 16.67 万元(=150×10%／(1-10%))、実際に発生したその他関連費用は 12 万元だったため、追加控除可能なその他関連費用は 12 万元となりました。以上より、甲社の 2020 年における追加控除可能なその他関連費用は合計 25.33 万元(=13.33+12)でした。

2021 年、甲社は新政策に基づいて「その他関連費用」限度額を計算したところ、その他関連費用限度額は 30 万元(=(120+150)×10%／(1-10%))、実際に発生したその他関連費用は 27 万元(=15+12)となりました。いずれか低い値を採用する原則に基づき、甲社の 2021 年における追加控除可能なその他関連費用は 27 万元となり、2020 年の金額を上回りました。

以上から、新たな計算方式は複数の研究開発プロジェクトを同時展開する企業にとって重要であり、計算プロセスを簡略化できるだけでなく、各研究開発プロジェクトにおけるその他関連費用を十分に利用することができ、関連優遇を最大限享受するための後押しをしています。

「研究開発費用追加控除優遇明細表」(表 A107012)記入説明

3、更新：ソフトウェア及び集積回路産業企業の所得税優遇政策——知的財産権定量化データの提供要求

「ソフトウェア、集積回路企業の優遇状況及び明細表」(表 A107042)では、従来の「その他指標」が「知的財産権指標」に改められ、「国家発展改革委、工業・信息化部、財政部、税関総署、国家税務総局の税務優遇政策を享受する集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業のリスト策定作業に係る要求の遂行に関する通知」⁵(発改高技[2021]413 号。以下、「413 号通達」)における各種ソフトウェア及び集積回路企業の企業条件及びプロジェクト基準に基づき、「自主設計、自主開発販売及びサービス収入」、「保有するコア技術及び当該企業に帰属する知的財産権の総数」、「発明特許」、「集積回路配置設計登記」、「コンピューターソフトウェア著作権」など、細分化された定量化基準が追加されました。

「ソフトウェア、集積回路企業の優遇状況及び明細表」(表 A107042)

PwCの見解

2020 年度申告書の公布当時、新たなソフトウェア、集積回路産業企業基準がまだ公布されていなかったため、2020 年度申告書では「その他指標」の適合状況のみ記入を要求していました。2021 年度修正版申告書では新たな基準に基づき、企業に対するより効率的な監督管理を実現するため、知的財産権指標を強調し、関連企業にはより細分化された、正確な定量情報の提供を要求しています。

上記の主要な変更内容のほか、2021 年度修正版申告書はその他部分についてもいくつかの変更を行っています。具体的には、「地区を跨いで経営を行い一括納税を行う企業の企業所得税年度配賦明細表」(A109000)において、「本部は民族地方優遇金額を享受すべき／享受済み」などの情報の記入が追加されたほか、「資産の減価償却、償却及び納税調整明細表」(A105080)において、海南以外のその他特定地区の固定資産及び無形資産に関する行の記入などが追加されています。

このほか納税者のキャッシュ・フローを過度に拘束せず、一定程度緩和させるため、34 号公告では納税者が 2021 納税年度内に予納した企業所得税額が確定申告の納税額を上回った場合、適時に規定に従い税還付を申請しなければならず、過大納付した税金は翌年度の納税額の控除に用いることはできないと規定しています。

まとめ

企業所得税年度納税申告書は近年に修正が繰り返されており、各フォームはこれまでの各規范文書の中に点在していることに鑑み、2021 年度現在における全てのシート及び記入説明に対応する最新バージョンの検索用として、「添付資料 2:企業所得税年度納税申告書及び記入説明最新対応バージョンまとめ」に整理しましたので、適宜ご参照ください。

2021 年度修正版申告書では一部記入方法に変更があることから、関連企業の優遇政策に対する理解や優遇金額計算の正確性などに対する要求は、確実に引き上げられています。従って、当該種類の企業におかれては今回修正された関連内容を重視し、コンプライアンス確保を前提に、適時且つ十分に税制優遇を享受していくようお勧めいたします。また税還付を行う必要がある企業におかれても、税還付申請の期限及びプロセスに留意し、オンライン税務処理の利便性を活用していく必要があるでしょう。

添付資料

添付資料 1 2021 年度修正版申告書の公式解釈事例

【例 1】甲社は国が規制または禁止していない産業に携わっており、2021 年度の資産総額、就業人数は小規模薄利企業の条件を満たしている。納税調整後の所得額は 400 万円で、このうち 300 万元は所得半減適用条件を満たす花栽培プロジェクトの所得である。甲社の繰越欠損金は 0 で、その他の所得税額を減免する優遇政策は享受しない。この場合、甲社はまずプロジェクト所得半減優遇政策を選択してから、小規模薄利企業所得税優遇政策を享受し、税減免優遇を重ねて享受する部分を調整しなければならない。計算結果は以下の通り。

項目	計算
納税調整後所得	400
所得減免	$300 \times 50\% = 150$
繰越欠損金	0
課税所得額	$400 - 150 = 250$
企業所得税額	$250 \times 25\% = 62.5$
小規模薄利企業所得税優遇政策享受の減免税額	$100 \times (25\% - 12.5\% \times 20\%) + (250 - 100) \times (25\% - 50\% \times 20\%) = 45$
重ねて享受する減免優遇金額	A=45 B= $45 \times [(300 \times 50\%) \div (400 - 150)] = 27$ A と B のいずれか低い値=27
納税額	$62.5 - (45 - 27) = 44.5$

【例 2】乙社は国が規制または禁止していない産業に携わっており、2021 年度の資産総額、就業人数は小規模薄利企業の条件を満たしている。納税調整後の所得額は 1000 万円で、このうち所得半減適用条件を満たす花栽培プロジェクト所得は 1200 万元、所得免税条件を満たす樹木栽培プロジェクト所得は 100 万元である。この場合、乙社はまずプロジェクト所得半減優遇政策を選択してから、小規模薄利企業所得税優遇政策を享受し、税減免優遇を重ねて享受する部分を調整しなければならない。計算結果は以下の通り。

項目	計算
納税調整後所得	1000
所得減免	$100 + 1200 \times 50\% = 700$
繰越欠損金	200
課税所得額	$1000 - 700 - 200 = 100$
企業所得税額	$100 \times 25\% = 25$
小規模薄利企業所得税優遇政策享受の減免税額	$100 \times (25\% - 12.5\% \times 20\%) = 22.5$
重ねて享受する減免優遇金額	A=22.5 B= $22.5 \times [(1200 \times 50\%) \div (1000 - 700)] = 45$ A と B のいずれか低い値=22.5
納税額	$25 - (22.5 - 22.5) = 25$

【例 3】丙社は国が規制または禁止していない産業に携わっており、2021 年度の資産総額、就業人数は小規模薄利企業の条件を満たしている。納税調整後の所得額は 500 万円で、このうち所得半減適用条件を満たす花栽培プロジェクト所得は 150 万元、所得免税条件を満たす樹木栽培プロジェクト所得は 300 万元である。丙社の繰越欠損金は 20 万円で、その他の所得税額を減免する優遇政策は享受しない。この場合、丙社がプロジェクト所得半減優遇政策、小規模薄利企業所得税優遇政策を享受する際、2 種類の処理方式がある。計算結果は以下の通り。

項目	小規模薄利企業所得税優遇政策を享受するものの、プロジェクト所得半減優遇政策は享受しない	プロジェクト所得半減優遇政策を享受した上で、小規模薄利企業所得税優遇政策を享受し、重ねて享受する部分を調整
納税調整後所得	500	500
所得減免	300	$300+150\times 50\%=375$
繰越欠損金	20	20
課税所得額	$500-300-20=180$	$500-375-20=105$
企業所得税額	$180\times 25\%=45$	$105\times 25\%=26.25$
小規模薄利企業所得税優遇政策享受の減免税額	$100\times (25\%-12.5\%\times 20\%)+(180-100)\times (25\%-50\%\times 20\%)=34.5$	$100\times (25\%-12.5\%\times 20\%)+(105-100)\times (25\%-50\%\times 20\%)=23.25$
重ねて享受する減免優遇金額	0	A=23.25 B= $23.25\times [(150\times 50\%)\div (500-375)]=13.95$ AとBのいずれか低い値=13.95
納税額(例3の場合、企業はプロジェクト所得半減優遇政策享受を選択せず、プロジェクト所得免税及び小規模薄利企業優遇政策の享受のみ選択する場合、優遇幅を最大限に享受可能)	$45-34.5=10.5$	$26.25-(23.25-13.95)=16.95$

添付資料2 企業所得税年度納税申告書及び記入説明最新対応バージョンまとめ

企業所得税年度納税申告書及び記入説明	最新対応バージョン (文書番号は注記参照)
中華人民共和国企業所得税年度納税申告書表紙	2018年版
「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類, 2017年版)」表紙記入説明	2018年版
企業所得税年度納税申告書記入表	2020年版
「企業所得税年度納税申告書記入表」記入説明	2020年版
企業基礎情報表(A000000)	2021年版
「企業基礎情報表」記入説明(A000000)	2021年版
中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類)(A100000)	2021年版
「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類)」記入説明(A100000)	2021年版
一般企業収益明細表(A101010)	2017年版
「一般企業収益明細表」記入説明(A101010)	2017年版
金融企業収益明細表(A101020)	2017年版
「金融企業収入明細表」記入説明(A101020)	2017年版
一般企業原価支出明細表(A102010)	2017年版
「一般企業原価支出明細表」記入説明(A102010)	2017年版
金融企業支出明細表(A102020)	2017年版
「金融企業支出明細表」記入説明(A102020)	2017年版
事業法人、民間非営利組織収益、支出明細表(A103000)	2017年版
「事業法人、民間非営利組織収益、支出明細表」記入説明(A103000)	2017年版
期間費用明細表(A104000)	2017年版
「期間費用細書」記入説明(A104000)	2017年版
納税調整項目明細表(A105000)	2020年版

「納稅調整項目明細表」記入説明(A105000)	2020年版
みなし販売及び不動産開發企業特定業務納稅調整明細表(A105010)	2017年版
「みなし販売及び不動産開發企業特定業務納稅調整明細表」記入説明(A105010)	2017年版
發生主義で認識しない収益の納稅調整明細表(A105020)	2017年版
「發生主義で認識しない収益の納稅調整明細表」記入説明(A105020)	2017年版
投資収益納稅調整明細表(A105030)	2017年版
「投資収益納稅調整明細表」記入説明(A105030)	2018年版
特別用途財政資金納稅調整明細表(A105040)	2017年版
「特別用途財政資金納稅調整明細表」記入説明(A105040)	2017年版
従業員給与支出及び納稅調整明細表(A105050)	2018年版
「従業員給与支出及び納稅調整明細表」記入説明(A105050)	2018年版
広告費及び業務宣伝費年度繰越納稅調整明細表(A105060)	2019年版
「広告費及び業務宣伝費年度繰越」記入説明(A105060)	2019年版
寄付支出及び納稅調整明細表(A105070)	2020年版
「寄付支出及び納稅調整明細表」記入説明(A105070)	2020年版
資産の減価償却、償却及び納稅調整明細表(A105080)	2021年版
「資産の減価償却、償却及び納稅調整明細表」記入説明(A105080)	2021年版
資産損失損金算入及び納稅調整明細表(A105090)	2020年版
「資産損失損金算入及び納稅調整明細表」記入説明(A105090)	2020年版
企業再編及び繰延納稅事項納稅調整明細表(A105100)	2017年版
「企業再編及び繰延納稅事項納稅調整明細表」記入説明(A105100)	2017年版
政策的移轉納稅調整明細表(A105110)	2017年版
「政策的移轉納稅調整明細表」記入説明(A105110)	2017年版
貸出損失引当金及び納稅調整明細表(A105120)	2020年版
「貸出損失引当金及び納稅調整明細表」記入説明(A105120)	2020年版
企業所得稅損失補填明細表(A106000)	2020年版
「企業所得稅損失補填明細表」記入説明(A106000)	2020年版
免稅、所得控除及び追加控除優遇明細表(A107010)	2021年版
「免稅、所得控除及び追加控除優遇明細表」記入説明(A107010)	2021年版
条件を満たす居住者企業間の配当など株式投資収益優遇明細表(A107011)	2019年版
「条件を満たす居住者企業間の配当など株式投資収益優遇明細表」記入説明(A107011)	2019年版
研究開發費用追加控除優遇明細表(A107012)	2018年版
「研究開發費用追加控除優遇明細表」記入説明(A107012)	2021年版
所得減免優遇明細表(A107020)	2021年版
「所得減免優遇明細表」記入説明(A107020)	2021年版
課稅所得額控除明細表(A107030)	2017年版
「課稅所得額控除明細表」記入説明(A107030)	2017年版
所得稅減免優遇明細表(A107040)	2021年版
「所得稅減免優遇明細表」記入説明(A107040)	2021年版
ハイテク企業優遇状況及び明細表(A107041)	2018年版
「ハイテク企業優遇状況及び明細表」記入説明(A107041)	2018年版
ソフトウェア、集積回路企業優遇状況及び明細表(A107042)	2021年版
「ソフトウェア、集積回路企業優遇状況及び明細表」記入説明(A107042)	2021年版
稅額減免優遇明細表(A107050)	2017年版
「稅額減免優遇明細表」記入説明(A107050)	2017年版
国外所得稅務減免明細表(A108000)	2017年版
「国外所得稅務減免明細表」記入説明(A108000)	2020年版
国外所得納稅調整後所得明細表(A108010)	2021年版

「国外所得納税調整後所得明細表」記入説明(A108010)	2021年版
国外分支機構損失補填明細表(A108020)	2018年版
「国外分支機構損失補填明細表」記入説明(A108020)	2018年版
年度を繰越して振替える国外所得税減免明細表(A108030)	2017年版
「年度を繰越して振替える国外所得税減免明細表」記入説明(A108030)	2017年版
地区を跨いで経営し一括納税を行う企業の企業所得税年度配賦明細表(A109000)	2021年版
「地区を跨いで経営し一括納税を行う企業の企業所得税年度配賦明細表」記入説明(A109000)	2021年版
企業所得税一括納税分支機構所得税分配表(A109010)	2017年版
「企業所得税一括納税分支機構所得税分配表」記入説明(A109010)	2017年版

注記

2017年版: 国家税務総局の「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類, 2017年版)」の公布に関する公告(国家税務総局公告[2017]54号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3029401/content.html>

2018年版: 国家税務総局の「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書(A類, 2017年版)」一部フォーム及び記入説明の修正に関する公告(国家税務総局公告[2018]57号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3956717/content.html>

2019年版: 国家税務総局の企業所得税年度納税申告書に係る問題の修正に関する公告(国家税務総局公告[2019]41号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141560/content.html>

2020年版: 国家税務総局の企業所得税年度納税申告書の修正に関する公告(国家税務総局公告[2020]24号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5160521/content.html>

2021年版: 国家税務総局の企業所得税年度確定申告に係る事項に関する公告(国家税務総局公告[2021]34号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5171846/content.html>

注釈

1. 国家税務総局の企業所得税年度確定申告に係る事項に関する公告(国家税務総局公告[2021]34号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5171846/content.html>

2. 「国家税務総局の企業所得税年度確定申告に係る事項に関する公告」に関する解釈

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5171847/content.html>

3. 国家税務総局の西部大開発戦略に係る企業所得税問題の実施掘り下げに関する公告(国家税務総局公告[2012]12号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c204138/content.html>

4. 国家税務総局の研究開発費用追加控除政策に係る問題の更なる実施に関する公告(国家税務総局公告[2021]28号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5169007/content.html>

5. 国家発展改革委、工業・信息化部、財政部、税関総署、税務総局の税務優遇政策を享受する集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業のリスト策定作業に係る要求の遂行に関する通知(発改高技[2021]413号)

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/30/content_5596739.htm

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

黄佳
PwC 中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男
PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
+ 86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟
PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義
PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチームは、中国本土 26 都市、香港、マカオ、台湾及びシンガポールにオフィスを設けています。チームは 3,750 名近くの税務を専門とする職員及び 200 名超のパートナーを抱えており、クライアントへ全面的な税務コンサルティング及び申告サービスを提供しています。PwC の大きな国際ネットワークを基盤として、中国税務・ビジネスコンサルティングチームは現地クライアントの税務及びビジネス上の問題に対して、安定した技術で業界指向性を備えた、実用的且つ全面的なソリューションの提供に注力しています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅してはおりません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2020 年 10 月 16 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

(注) 日本語訳文のご利用にあたって
日本語訳文は中国語版を基にした翻訳であり、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

www.pwccn.com

© 2022 年 普華永道 著作権所有。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、その他のメンバーファームの作為又は不作為に対し一切の責任を負いません。

一起来了解 2021 年企业所得税年度纳税申报表新变化

二零二二年三月
第二期

摘要

伴随着更大规模、更大力度的减税降费政策纷纷落地，国家税务总局于近期发布了《关于企业所得税年度汇算清缴有关事项的公告》¹（国家税务总局公告 2021 年第 34 号，以下简称“34 号公告”）及其官方解读²，对《中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A 类，2017 年版）》部分表单和填报说明进行了修订。本次修订内容主要集中于各类企业所得税优惠政策的适用与填报，因此对特定表单的计算口径与填报逻辑进行了调整。修订后的版本（以下简称“2021 年度修订版申报表”）更有助于纳税人厘清表内与表间的勾稽关系，充分享受税收红利。

此外，34 号公告规定，如果纳税人在 2021 纳税年度内预缴企业所得税税款超过汇算清缴应纳税款的，应及时按规定申请退税，多缴税款不可再用于抵缴其下一年度应缴税款。2021 年度修订版申报表将适用于 2021 年及以后年度的企业所得税汇算清缴，以前年度企业所得税纳税申报表相关规则与 34 号公告不一致的，不追溯调整。因此纳税人如果调整以前年度涉税事项的，应按照相应年度的企业所得税纳税申报表相关规则调整。

在本期的《中国税务/商务新知》中，我们将介绍 2021 年度修订版申报表中的重点变化，并分享我们的观察。

详细内容

2021 年度修订版申报表主要更新

主要变化	对应表单及填报说明
1、调整：按优惠税率减半叠加享受减免税优惠部分计算口径	
企业从事农林牧渔业项目、国家重点扶持的公共基础设施项目、符合条件的环境保护及节能节水项目、符合条件的技术转让、集成电路生产项目、其他专项优惠等所得额应按法定税率 25% 减半征收。如果企业同时享受小型微利企业、高新技术企业、技术先进型服务企业、集成电路生产企业、重点软件企业和重点集成电路设计企业等优惠税率政策，由于申报表填报顺序，将导致按法定税率减半征收的所得叠加享受优惠。因此，需要对该部分金额进行调整。本次申报表修订了调整的计算公式：	《减免所得税优惠明细表》（表 A107040）

主要变化	对应表单及填报说明
<p>1、调整：按优惠税率减半叠加享受减免税优惠部分计算口径</p> <p>A=需要进行叠加调整的减免所得税优惠金额</p> $B=A \times [(\text{减半项目所得} \times 50\%) \div (\text{纳税调整后所得} - \text{所得减免})]$ <p>其中，A 为表 A107040 中第 1 行到第 28 行的优惠金额，不包括免税行次和第 21 行（即“设在西部地区的鼓励类产业企业减按 15%的税率征收企业所得税”）。</p> <p>普华永道观察：</p> <p>本次申报表修订前，表 A107040 第 29 行应填列：$(\text{减半项目所得额} \times 50\%) \times (25\% - \text{优惠税率})$ 的金额。由于小型微利企业适用累进税率，而不是单一优惠税率，此前无法运用该公式准确计算出应调整金额。此外，如果企业存在未弥补亏损，还可能出现调整额超过实际减免税额的情况。本次申报表修订解决了上述问题。考虑到按优惠税率减半叠加享受减免税优惠部分的计算较为复杂，34 号公告官方解读中提供了三个示例，帮助纳税人理解，详见《附件一》。</p> <p>需注意，企业选择是否享受、如何享受税收优惠时，应综合分析自身优惠情况。由于按法定税率减半项目的实际税率为 12.5%，而有些企业的优惠税率低于 12.5%（例如小型微利企业的实际税率可以达到 2.5%至 10%，重点软件企业接续年度税率为 10%）。因此这种情况下，企业放弃享受项目所得减半优惠政策，反而可以获得更大的优惠力度。相关示例可以参考官方解读的例 3。</p> <p>另外，填报说明中提到，需要进行叠加调整的减免所得税优惠金额不包括“设在西部地区的鼓励类产业企业减按 15%的税率征收企业所得税”。根据《国家税务总局关于深入实施西部大开发战略有关企业所得税问题的公告》³（国家税务总局公告[2012]12 号），“企业既符合西部大开发 15%优惠税率条件，又符合《企业所得税法》及其实施条例和国务院规定的各项税收优惠条件的，可以同时享受。在涉及定期减免税的减半期内，可以按照企业适用税率计算的应纳税额减半征税”。因此，适用西部大开发企业所得税优惠的企业，无需就叠加享受的优惠部分进行额外调整。</p>	<p>《减免所得税优惠明细表》（表 A107040）</p>
<p>2、调整：研发费用加计扣除优惠“其他相关费用”限额的计算口径</p> <p>《研发费用加计扣除优惠明细表》（表 A107012）第 34 行“（七）经限额调整后的其他相关费用”的金额，填报第 28 行“（六）其他相关费用”与其他相关费用限额的孰小值。其他相关费用限额按以下公式计算：</p> $\text{其他相关费用限额} = (\text{表 A107012 第 3+7+16+19+23 行，即所有项目五项费用之和}) \times 10\% / (1-10\%)。$ <p>普华永道观察：</p> <p>2021 年度修订版申报表根据《国家税务总局关于进一步落实研发费用加计扣除政策有关问题的公告》⁴（国家税务总局公告[2021]28 号，以下简称“28 号公告”）的规定，对研发活动中“其他相关费用”的计算口径做了优化调整。原先，企业在一个纳税年度内同时开展多项研发活动的，需要分别计算每个研发项目的“其他相关费用”限额，导致企业存在多个项目的限额无法调剂共用的情况。根据新规，企业可统一计算全部研发项目的“其他相关费用”限额，对部分企业来说有机会提高可加计扣除的金额。</p>	<p>《研发费用加计扣除优惠明细表》（表 A107012）填报说明</p>

举例说明：假设甲公司 2020 年同时开展两个研发项目，项目一的五项费用之和为 120 万元，其他相关费用为 15 万元；项目二的五项费用之和为 150 万元，其他相关费用为 12 万元。2021 年同样开展两个研发项目，金额均与 2020 年保持一致。则：

2020 年，甲公司根据原政策计算“其他相关费用”限额：项目一其他相关费用限额=120×10%/（1-10%）=13.33 万元，实际发生的其他相关费用为 15 万元，项目一可加计扣除的其他相关费用为 13.33 万元。项目二其他相关费用限额=150×10%/（1-10%）=16.67 万元，实际发生的其他相关费用为 12 万元，项目二可加计扣除的其他相关费用为 12 万元。甲公司 2020 年可加计扣除的其他相关费用合计为 13.33+12=25.33 万元。

2021 年，甲公司根据新政策计算“其他相关费用”限额：其他相关费用限额=（120+150）×10%/（1-10%）=30 万元；实际发生的其他相关费用=15+12=27 万元。根据孰小原则，甲公司 2021 年可加计扣除的其他相关费用为 27 万元，多于 2020 年可加计扣除的金额。

由此可见，新的计算方式对于同时开展多个研发项目的企业极其友好，不仅能简化计算流程，更能使不同研发项目中的其他相关费用得到充分利用，帮助企业最大程度享受到相关优惠。

3、更新：软件和集成电路产业企业所得税优惠政策——要求提供知识产权量化数据

《软件、集成电路企业优惠情况及明细表》（表 A107042）中，原“其他指标”替换为“知识产权指标”，并根据《国家发展改革委、工业和信息化部、财政部、海关总署、税务总局关于做好享受税收优惠政策的集成电路企业或项目、软件企业清单制定工作有关要求的通知》⁵（发改高技[2021]413 号，以下简称“413 号文”）中对各类软件和集成电路企业的企业条件和项目标准，新增“自主设计、自主开发销售及服务收入”、“拥有核心关键技术和属于本企业的知识产权总数”、“发明专利”、“集成电路布图设计登记”、“计算机软件著作权”等细化的量化标准。

普华永道观察：

由于 2020 年度申报表出台时，新的软件、集成电路产业企业标准尚未发布，因此 2020 年度的申报表仅模糊要求填列“其他指标”的符合情况。2021 年度修订版申报表根据新的标准强调了知识产权指标，并要求相关企业提供更为细化、精确的量化信息，以实现对企业更加有效的监管。

《软件、集成电路企业优惠情况及明细表》（表 A107042）

除了上述主要变化外，2021 年度修订版申报表对其他部分也做了些许改动，例如在《跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得税明细表》（A109000）中，新增总机构应享受/已享受民族地方优惠金额等信息填报；在《资产折旧、摊销及纳税调整明细表》（A105080）中，增加除海南外其他特定地区固定资产与无形资产相关行次的填报等。

此外，为了不过多占用纳税人的现金流，一定程度上缓解纳税人的资金压力，34 号公告规定，如果纳税人在 2021 纳税年度内预缴企业所得税税款超过汇算清缴应纳税款的，应及时按规定申请退税，多缴税款不可再用于抵缴其下一年度应缴税款。

注意要点

鉴于近年来申报表多次修订，各表单散落于历年不同的规范性文件中，我们整合了截至 2021 年度为止所有表单及填报说明的最新对应版本供检索，请参阅《附件二：企业所得税年度纳税申报表及填报说明最新对应版本汇总》。

由于 2021 年度修订版申报表中部分填报逻辑存在变化，这无疑对相关企业的理解、优惠金额的计算等提出了更高的要求。因此，该类企业需要重点关注此次修订的相关内容，以确保在合规的前提下，及时、充分地享受到税收优惠。另外，需要退税的企业也应留意申请退税的截止时间和流程，充分利用好在线办税的便利。

附件

附件一 2021 年度修订版申报表官方解读示例

【例 1】甲公司从事非国家限制或禁止行业，2021 年度的资产总额、从业人数符合小型微利企业条件，纳税调整后所得 400 万元，其中 300 万元是符合所得减半征收条件的花卉种植项目所得。甲公司以前年度结转待弥补亏损为 0，不享受其他减免所得税额的优惠政策。此时，甲公司应先选择享受项目所得减半优惠政策，再享受小型微利企业所得税优惠政策，并对叠加享受减免优惠部分进行调整，计算结果如下：

项目	计算
纳税调整后所得	400
所得减免	$300 \times 50\% = 150$
弥补以前年度亏损	0
应纳税所得额	$400 - 150 = 250$
应纳所得税额	$250 \times 25\% = 62.5$
享受小型微利企业所得税优惠政策的减免税额	$100 \times (25\% - 12.5\% \times 20\%) + (250 - 100) \times (25\% - 50\% \times 20\%) = 45$
叠加享受减免优惠金额	A=45; B=45×[(300×50%)÷(400-150)]=27; A 和 B 的孰小值=27
应纳税额	$62.5 - (45 - 27) = 44.5$

【例 2】乙公司从事非国家限制或禁止行业，2021 年度的资产总额、从业人数符合小型微利企业条件，纳税调整后所得 1000 万元，其中符合所得减半征收条件的花卉养殖项目所得 1200 万元，符合所得免税条件的林木种植项目所得 100 万元。乙公司以前年度结转待弥补亏损 200 万元，不享受其他减免所得税额的优惠政策。此时，乙公司应先选择享受项目所得减半优惠政策，再享受小型微利企业所得税优惠政策，并对叠加享受减免优惠进行调整，计算结果如下：

项目	计算
纳税调整后所得	1000
所得减免	$100 + 1200 \times 50\% = 700$
弥补以前年度亏损	200
应纳税所得额	$1000 - 700 - 200 = 100$
应纳所得税额	$100 \times 25\% = 25$
小型微利企业所得税优惠政策减免税额	$100 \times (25\% - 12.5\% \times 20\%) = 22.5$
叠加享受减免优惠金额	A=22.5 B=22.5×[(1200×50%)÷(1000-700)]=45 A 和 B 的孰小值=22.5
应纳税额	$25 - (22.5 - 22.5) = 25$

【例 3】丙公司从事非国家限制或禁止行业，2021 年度的资产总额、从业人数符合小型微利企业条件，纳税调整后所得 500 万元，其中符合所得减半征收条件的花卉养殖项目所得 150 万元，符合所得免税条件的林木种植项目所得 300 万元。丙公司以前年度结转待弥补亏损 20 万元，不享受其他减免所得税额的优惠政策。此时，丙公司享受项目所得减半优惠政策、小型微利企业所得税优惠政策时，有 2 种处理方式，计算结果如下：

项目	享受小型微利企业所得税优惠政策，但不享受项目所得减半优惠政策	先选择享受项目所得减半优惠政策，再享受小型微利企业所得税优惠政策，并对叠加部分进行调整
纳税调整后所得	500	500
所得减免	300	$300+150\times 50\%=375$
弥补以前年度亏损	20	20
应纳税所得额	$500-300-20=180$	$500-375-20=105$
应纳所得税额	$180\times 25\%=45$	$105\times 25\%=26.25$
小型微利企业所得税优惠政策减免税额	$100\times (25\%-12.5\%\times 20\%) + (180-100)\times (25\%-50\%\times 20\%) =34.5$	$100\times (25\%-12.5\%\times 20\%) + (105-100)\times (25\%-50\%\times 20\%) =23.25$
叠加享受减免优惠	0	A=23.25 B= $23.25\times [(150\times 50\%) \div (500-375)] =13.95$ A和B的孰小值=13.95
应纳税额（在例3情形下，企业不选择享受项目所得减半优惠政策，只选择享受项目所得免税和小型微利企业优惠政策的，可以享受最大优惠力度）	$45-34.5=10.5$	$26.25-(23.25-13.95) =16.95$

附件二 企业所得税年度纳税申报表及填报说明最新对应版本汇总

企业所得税年度纳税申报表及填报说明	最新对应版本 (文号详见附注)
中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表封面	2018年版
《中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A类，2017年版）》封面填报说明	2018年版
企业所得税年度纳税申报表填报表单	2020年版
《企业所得税年度纳税申报表填报表单》填报说明	2020年版
企业基础信息表（A000000）	2021年版
《企业基础信息表》填报说明（A000000）	2021年版
中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A类）（A100000）	2021年版
《中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A类）》填报说明（A100000）	2021年版
一般企业收入明细表（A101010）	2017年版
《一般企业收入明细表》填报说明（A101010）	2017年版
金融企业收入明细表（A101020）	2017年版
《金融企业收入明细表》填报说明（A101020）	2017年版
一般企业成本支出明细表（A102010）	2017年版
《一般企业成本支出明细表》填报说明（A102010）	2017年版
金融企业支出明细表（A102020）	2017年版
《金融企业支出明细表》填报说明（A102020）	2017年版
事业单位、民间非营利组织收入、支出明细表（A103000）	2017年版
《事业单位、民间非营利组织收入、支出明细表》填报说明（A103000）	2017年版
期间费用明细表（A104000）	2017年版
《期间费用明细表》填报说明（A104000）	2017年版
纳税调整项目明细表（A105000）	2020年版
《纳税调整项目明细表》填报说明（A105000）	2020年版

视同销售和房地产开发企业特定业务纳税调整明细表（A105010）	2017年版
《视同销售和房地产开发企业特定业务纳税调整明细表》填报说明（A105010）	2017年版
未按权责发生制确认收入纳税调整明细表（A105020）	2017年版
《未按权责发生制确认收入纳税调整明细表》填报说明（A105020）	2017年版
投资收益纳税调整明细表（A105030）	2017年版
《投资收益纳税调整明细表》填报说明（A105030）	2018年版
专项用途财政性资金纳税调整明细表（A105040）	2017年版
《专项用途财政性资金纳税调整明细表》填报说明（A105040）	2017年版
职工薪酬支出及纳税调整明细表（A105050）	2018年版
《职工薪酬支出及纳税调整明细表》填报说明（A105050）	2018年版
广告费和业务宣传费跨年度纳税调整明细表（A105060）	2019年版
《广告费和业务宣传费跨年度纳税调整明细表》填报说明（A105060）	2019年版
捐赠支出及纳税调整明细表（A105070）	2020年版
《捐赠支出及纳税调整明细表》填报说明（A105070）	2020年版
资产折旧、摊销及纳税调整明细表（A105080）	2021年版
《资产折旧、摊销及纳税调整明细表》填报说明（A105080）	2021年版
资产损失税前扣除及纳税调整明细表（A105090）	2020年版
《资产损失税前扣除及纳税调整明细表》填报说明（A105090）	2020年版
企业重组及递延纳税事项纳税调整明细表（A105100）	2017年版
《企业重组及递延纳税事项纳税调整明细表》填报说明（A105100）	2017年版
政策性搬迁纳税调整明细表（A105110）	2017年版
《政策性搬迁纳税调整明细表》填报说明（A105110）	2017年版
贷款损失准备金及纳税调整明细表（A105120）	2020年版
《贷款损失准备金及纳税调整明细表》填报说明（A105120）	2020年版
企业所得税弥补亏损明细表（A106000）	2020年版
《企业所得税弥补亏损明细表》填报说明（A106000）	2020年版
免税、减计收入及加计扣除优惠明细表（A107010）	2021年版
《免税、减计收入及加计扣除优惠明细表》填报说明（A107010）	2021年版
符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益优惠明细表（A107011）	2019年版
《符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益优惠明细表》填报说明（A107011）	2019年版
研发费用加计扣除优惠明细表（A107012）	2018年版
《研发费用加计扣除优惠明细表》填报说明（A107012）	2021年版
所得减免优惠明细表（A107020）	2021年版
《所得减免优惠明细表》填报说明（A107020）	2021年版
抵扣应纳税所得额明细表（A107030）	2017年版
《抵扣应纳税所得额明细表》填报说明（A107030）	2017年版
减免所得税优惠明细表（A107040）	2021年版
《减免所得税优惠明细表》填报说明（A107040）	2021年版
高新技术企业优惠情况及明细表（A107041）	2018年版
《高新技术企业优惠情况及明细表》填报说明（A107041）	2018年版
软件、集成电路企业优惠情况及明细表（A107042）	2021年版
《软件、集成电路企业优惠情况及明细表》填报说明（A107042）	2021年版
税额抵免优惠明细表（A107050）	2017年版
《税额抵免优惠明细表》填报说明（A107050）	2017年版
境外所得税收抵免明细表（A108000）	2017年版
《境外所得税收抵免明细表》填报说明（A108000）	2020年版
境外所得纳税调整后所得明细表（A108010）	2021年版
《境外所得纳税调整后所得明细表》填报说明（A108010）	2021年版

境外分支机构弥补亏损明细表（A108020）	2018年版
《境外分支机构弥补亏损明细表》填报说明（A108020）	2018年版
跨年度结转抵免境外所得税明细表（A108030）	2017年版
《跨年度结转抵免境外所得税明细表》填报说明（A108030）	2017年版
跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得税明细表（A109000）	2021年版
《跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得税明细表》填报说明（A109000）	2021年版
企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表（A109010）	2017年版
《企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表》填报说明（A109010）	2017年版

附注：

2017 年版：国家税务总局关于发布《中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A 类，2017 年版）》的公告（国家税务总局公告[2017]54 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3029401/content.html>

2018 年版：国家税务总局关于修订《中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表（A 类，2017 年版）》部分表单样式及填报说明的公告（国家税务总局公告[2018]57 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3956717/content.html>

2019 年版：国家税务总局关于修订企业所得税年度纳税申报表有关问题的公告（国家税务总局公告[2019]41 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141560/content.html>

2020 年版：国家税务总局关于修订企业所得税年度纳税申报表的公告（国家税务总局公告[2020]24 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5160521/content.html>

2021 年版：国家税务总局关于企业所得税年度汇算清缴有关事项的公告（国家税务总局公告[2021]34 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5171846/content.html>

注释

6. 国家税务总局关于企业所得税年度汇算清缴有关事项的公告（国家税务总局公告[2021]34 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5171846/content.html>

7. 关于《国家税务总局关于企业所得税年度汇算清缴有关事项的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5171847/content.html>

8. 国家税务总局关于深入实施西部大开发战略有关企业所得税问题的公告（国家税务总局公告[2012]12 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c204138/content.html>

9. 国家税务总局关于进一步落实研发费用加计扣除政策有关问题的公告（国家税务总局公告[2021]28 号）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5169007/content.html>

10. 国家发展改革委、工业和信息化部、财政部、海关总署、税务总局关于做好享受税收优惠政策的集成电路企业或项目、软件企业清单制定工作有关要求的通知（发改高技[2021]413 号）

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-03/30/content_5596739.htm

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道税务及商务咨询团队**：

黄佳
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国北部税务主管合伙人
+ 86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 26 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人，为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络，我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地区客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



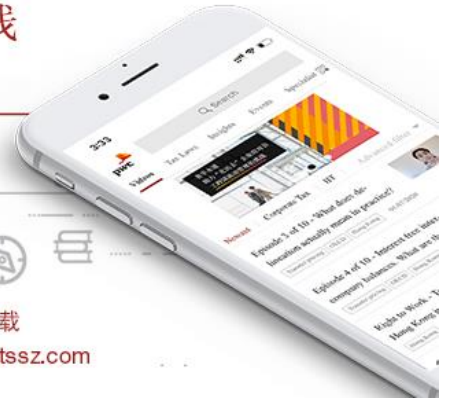
苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2022年1月17日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2022 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。